

No.	対象施設	質問内容	回答
1	上荒川公園及び上荒川公園体育施設	当資料において、施設維持管理を担当する配置職員が見当たらないが、設備管理及び清掃、植栽管理等の勤務職員数をご教授下さい。外部委託であれば、収支決算書（令和4年度）の委託料に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	施設の設備管理業務、清掃業務及び植栽管理業務については、外部委託となるため、お見込みのとおり収支決算書の委託料に含まれております。
2	上荒川公園及び上荒川公園体育施設	上荒川公園及び公園内体育施設における、「いわき市立総合体育館」の舞台照明、放送、音響、吊り物、映写設備等の点検、オペレーターの手配や紹介は指定管理者の業務に含まれるのでしょうか。	放送設備等の点検については、指定管理者の業務となります。 点検内容としては、使用予定日前に機材の動作確認等の簡易点検をしております。 オペレーターの手配や紹介については、指定管理者の業務ではなく、指定管理者の任意で行っていただくものとなります。
3	上荒川公園及び上荒川公園体育施設	上荒川公園及び公園内体育施設仕様書P17③目的外使用及び占用許可の基準について、当該施設において自販機設置又は物品販売を行うことは可能かご教示ください。	自販機設置について、設置可能です。 設置の基準については、自販機設置の公平性・透明性を担保し、財源確保を図るため、原則、事業者を公募の上、一般競争入札により決定し、貸付契約を締結することとしております。 上荒川公園及び公園内体育施設では、令和5年4月1日から令和8年度3月31日まで貸付契約を締結しているため、新たな設置については原則として令和8年4月1日以降となります。 次に物品販売についても、設置可能です。 設置の基準は、下記により判断を行います。 財務規則第242条 行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限り、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。 (2)～(4) (略)
4	上荒川公園及び上荒川公園体育施設	電気、ガス代の高騰により年間の収支予算額を上回ってしまった場合、市からの補填対象となるか、ご教示ください。	原則として市から補填は行いません。 ただし、過去に例のない燃料費の高騰により施設の運営に著しい支障がある場合などについては甲乙協議により対応したいと考えております。 なお、令和4年度及び令和5年度については光熱費の補填を行っております。
5	上荒川公園及び上荒川公園体育施設	上荒川公園及び公園内体育施設における修繕費について、年間の収支予算額を上回ってしまった場合、市からの補填対象となるか、ご教示ください。	原則として市から補填は行いません。 修繕について、年間の収支予算額を上回ってしまった場合その他やむをえない事情により指定管理者が修繕を行うことが困難なときは、その修繕の必要性・緊急性等について甲乙協議を行い、必要なものについて、補填ではなく、市で対応したいと考えております。